

臨時記者会見(平成22年5月13日)資料

○リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業許可について

先程、リサイクル燃料貯蔵株式会社より、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業許可書が経済産業大臣から交付されたとの報告を受けたところであります。

リサイクル燃料備蓄センターに係る事業許可申請書は、平成19年3月22日に経済産業大臣へ提出されたものでありますが、この事業が使用済燃料の原子力発電所敷地外への貯蔵という、我が国における最初の事例であることに加え、申請直後に発生いたしました新潟県中越沖地震によって得られた知見等を、耐震安全に係る審議に適切に反映する必要があったことから、安全審査に多くの時間を費やすことになったと伺っております。申請から許可までに、およそ3年2ヶ月の時間を要したわけですが、より厳格な安全審査が行なわれたものと受け止めております。

今後の予定といたしましては、「設計及び工事の方法」の認可手続を経て、本体工事に着手すると伺っておりますが、事業者におきましてはこれまで同様、安全・安心を第一義として真摯に取り組む、早期の操業開始に向けて鋭意努力していただきたいと思っております。

また、むつ市が使用済燃料の中間貯蔵施設を受入れ、大自然を有するこの地と調和・共存を図りつつ、下北の中核都市としての役割を担えるまちづくりを行なうために必要な財源を確保するため、自主課税権に基づき使用済燃料税創設について検討しているところでありますが、この度の事業許可を機に、事業者との相互理解のもと、更に検討を重ねてまいりたいと考えております。